

# 平成29年度 ふくしま復興・創生ファンド支援事業 ビジネスプラン募集要項(第2次)

募集期間 平成30年1月9日(火)～平成30年2月9日(金)

福島県内の復興・創生に取り組む事業者の取組を発掘・選定し、福島県が誇る復興・創生の取組として広く県内外に情報発信するとともに、取組の趣旨に賛同・共感する応援者からの投資(投資型・購入型クラウドファンディング)を活用した資金調達や潜在顧客の開拓を支援します!

## 1 目的

福島県の復興・創生を進めるにあたって、特色ある商品等の販路確保や売上向上、交流人口の拡大等に取り組む事業者が、新たな取組に挑戦するための資金を確保し、手軽に市場にアクセスできる環境をつくるため、投資型及び購入型クラウドファンディング<sup>※1</sup>の活用を支援します。

具体的には、地域資源や独創的な技術・アイデアなどを生かした県内事業者の商品開発や新事業展開、事業拡大等のうち、福島県の復興・創生に資する取組を発掘・選定し、クラウドファンドを組成して広く県内外に情報発信することにより、取組の認知度向上と応援者づくりを促進しつつ、資金調達を支援するものです。

### ※1 クラウドファンディング

事業者等が、ビジネスプロジェクトやアイデアをインターネット上のマッチングサイトに提示し、不特定多数の投資家から小口出資を募る仕組みであり、資金調達以外にも、マーケティングやPR、ファンづくりの手法としても用いられています。

- ① 投資型： 投資家が投資に応じて、分配金と場合により特典を得ることができるもの。
- ② 購入型： 投資家が出資に応じて、金銭以外のリターン(特典)を得ることができるもの。

## 2 実施主体

福島県、ミュージックセキュリティーズ株式会社(本事業の受託事業者)

## 3 応募区分・応募資格

### (1) 投資型クラウドファンディング

福島県内に主たる事業所を有する中小企業者・小規模企業者<sup>※2</sup>であること。

※2 ここで中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者を指し、小規模企業者とは、同法第2条第5項に規定する者を指します。特定非営利活動法人、ボランティア活動団体、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等は対象外です。

### (2) 購入型クラウドファンディング

福島県内に主たる事業所を有する事業者であること。法人格の有無は問いません。

## 4 募集するビジネスプラン

### (1) 要件

地域資源や独創的な技術・アイデアなどを生かした商品開発や新事業展開、事業拡大

等に取り組むビジネスプランであって、以下の（i）～（iv）のすべての要件を満たすものが対象です。

- （i）福島県内の地域の特色などを生かした、全国に誇れる魅力ある取組であって、幅広く応援者（潜在顧客）を獲得し得るものであること。
- （ii）クラウドファンディングにより資金調達を図りつつ、応援者とのつながりを広め深めながら、事業の成長を図るものであること。
- （iii）クラウドファンディングによる調達資金の規模が以下の範囲内であって、資金使途が以下の要件を満たすものであること。

〔資金規模〕

- ① 投資型クラウドファンディング： 概ね500万円から3,000万円
- ② 購入型クラウドファンディング： 概ね50万円から200万円

〔資金使途〕

- ① 対象経費  
ビジネスプランの実施に要する設備投資（不動産取得は含まない）や売上原価（原材料費、外注費、人件費、光熱水費、等）、販管費（販売手数料、広告宣伝費、人件費等）等であって、ビジネスプランの実施により新たに発生する費用であること。
- ② 費用充当割合  
ビジネスプランの実施に要する費用総額のうち、調達資金の充当割合が10分の1以上かつ10分の10以下であること。なお、申請するビジネスプラン以外の事業には充当できません。

（iv）原則として採択年月日以降に着手するものであって、事業計画期間が以下の要件を満たすものであること。

- ① 投資型クラウドファンディング  
事業開始から5年程度に終了すること。（ビジネスプランの実施費用として使用した調達資金を5年以内に回収し、出資者への分配を終了する計画であること。ただし、出資者への分配が終了した後の事業継続は構いません。）
- ② 購入型クラウドファンディング  
資金募集完了時点から6ヶ月以内に出資者へのリターン（特典）の商品やサービスの発送が完了すること。

（2）ビジネスプランのブラッシュアップ支援

ビジネスプランは、多くの方が応援したくなるような取組であるとともに、取組の実現可能性が申請者の経営状況や収支計画等から正しく判断できる必要があります。

福島県よろず支援拠点や県内に本店・支店を有する金融機関等では、事業者のアイデアの具体化や事業戦略・資金計画の立案などの相談に応じていますので、事前に各機関にお問い合わせの上、御活用ください。

## 5 選定審査

（1）審査項目

- ① 次のいずれかに該当し、福島県の復興・創生に資する取組であるか。
  - ・ 福島県が指定する地域産業資源又はこれに準ずる地域ならではの資源、及び地域の特色を活用していること。
  - ・ 地域の実情を踏まえた課題の解決に資すること。
  - ・ 伝統的又は独創的・創造的な技術やアイデアを生かしていること。
- ② 応援者（潜在顧客）の開拓・形成が事業の成長に重要であるか。

- ③ 県内外から賛同や共感を得るストーリー性や訴求力のある取組であるか。
- ④ 資金使途が明確であり、収支計画を含め事業計画の実現可能性が高い取組であるか。

## (2) 審査方法

応募に応じて随時以下の順に審査します。

- ① 福島県及び受託事業者によるビジネスプランの書面審査
- ② 書面審査通過者への受託事業者によるビジネスプランの適正評価調査<sup>※3、※4</sup>
- ③ 受託事業者によるビジネスプランに関するヒアリング<sup>※3</sup>
- ④ 福島県及び受託事業者によるビジネスプランの最終審査<sup>※3</sup>

※3 投資型クラウドファンディングの場合にのみ実施

※4 申請者には、別途受託事業者との間で業務提携基本合意書及び業務委託個別契約書を締結していただきます。また、別途お知らせする期限までに事業計画書を作成の上、受託事業者の指示に従って財務内容などの調査（調査費用負担なし）を受けていただきます。

## (3) 審査結果の通知

審査終了後、福島県から速やかに採否結果をお知らせします。ただし、審査の経過や内容等についての問い合わせには応じられません。

## 6 採択予定数

- (1) 投資型クラウドファンディング  
5件程度
- (2) 購入型クラウドファンディング  
5件程度

## 7 採択後の手続き

- (1) 投資型クラウドファンディング
  - ① 投資型クラウドファンド募集Webページの作成  
受託事業者が、ビジネスプランの魅力を紹介するのに必要なインタビューを行い、投資型クラウドファンドの募集用原稿（必要に応じて写真撮影）やWebページの作成等を行います。
  - ② 確認書の合意  
採択者と受託事業者との間で、投資型クラウドファンドに係る確認書（資金調達規模、一口の投資金額、出資者特典、分配財源の基礎となる売上げの範囲など、採択者が投資家と締結する匿名組合契約書及び匿名組合契約説明書の内容についての合意書）に合意いただきます。これら契約手続き等の詳細については、別途受託事業者から採択者に説明します。
  - ③ 募集受付開始  
投資型クラウドファンドの募集を受託事業者が開始します。その際、各クラウドファンドを特設Webページにまとめ、福島県のプロジェクトとして魅力や進捗状況等を一体的に広く県内外に発信します。
  - ④ 運営開始  
募集完了後、調達資金が受託事業者から採択者に送金され、投資型クラウドファンドの運営が開始します。また、一定期間後、採択者が投資家に分配する場合には、投資家への個別送金を受託事業者が代行します。

〔参考〕 調達資金の会計処理の概略

調達資金の会計処理については、受託事業者の指導・助言に基づき、採択者が実

施することになりますが、概略は以下のとおりです。

- ・ 調達資金は貸借対照表の資産項目に流動資産として計上し、同時に、負債項目として同額を匿名組合預り金として計上します。
- ・ 匿名組合預り金は、クラウドファンด์組成時に契約書により出資者に約した事業売上的一定割合を、約した時期に分配します。
- ・ 分配の時期は、原則、クラウドファンด์組成期間中の事業年度毎に、当該年度の売上に応じて分配します。

⑤ 監査

投資家への分配金を計算するための売上金額及び投資型クラウドファンด์の募集時に明記した資金使途通りに資金が使われたこと及びファンด์対象事業より発生した売上について、受託事業者が任意監査を行い、採択者に代わって投資家への報告書を作成し、Webサイトを通じて開示します。

⑥ 事後フォロー

ビジネスプランの実施に当たって、採択者の求めに応じて、福島県よろず支援拠点等からの専門家の派遣制度等を紹介します。

(2) 購入型クラウドファンディング

① 募集受付開始

購入型クラウドファンด์の募集を受託事業者が開始します。その際、各クラウドファンด์を特設Webページにまとめ、福島県のプロジェクトとして魅力や進捗状況等が一体的に広く県内外に発信します。

② 募集終了

募集目標金額に支援金が到達した場合、支援金が受託事業者から採択者に送金されます。

③ 事後フォロー

ビジネスプランの実施に当たって、採択者の求めに応じて、福島県よろず支援拠点等からの専門家の派遣制度等を紹介します。

8 採択者の経費負担

投資型又は購入型クラウドファンด์の利用にあたり、受託事業者に対して採択者が負担する経費は下表のとおりです。

(1) 投資型クラウドファンディング

費用項目	金額	備考
組成手数料	0千円	投資型クラウドファンด์の組成に関する各種条件の作成、募集用Webページの作成等の経費
運営手数料	調達額×2% (税別) ／年	事業モニタリング、出資者への情報提供などの経費
監査手数料	100千円 (税別) ※5 ／年	投資型クラウドファンด์の資金使途、売上金額などの監査経費 ※5 初年度のみ、資金使途と売上金額の両方を監査するため150千円 (税別) になります。

上記以外に、事業終了時の損益が事前の収支シミュレーションの損益分岐点を超える売上が上がった場合には、受託事業者に対する成功報酬が生じます。成功報酬の額は、

クラウドファンด์設計時に採択者が受託事業者と協議・合意した金額となります。

(2) 購入型クラウドファンディング

費用項目	金額	備考
組成手数料	0千円	購入型クラウドファンด์の募集用Webページ作成等のための環境整備等
調達目標金額を実績調達金額が超えた場合の手数料差額	(実績調達金額×20%) — (調達目標金額×20%)	購入型クラウドファンด์手数料の差額 目標調達金額とは、募集開始時に採択者が設定する金額です。募集を実施し、募集期間内に調達した実績調達金額が目標調達金額を超えた場合にのみ、購入型クラウドファンด์は成立となり、採択者に送金が行われます。一般には実績調達金額の20%ですが、そのうち目標調達金額の20%(上限500千円)分が控除されたものが採択者の負担金額となります。

9 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

平成30年1月9日(火)から平成30年2月9日(金)  
応募に応じて随時審査し、採択予定件数に達し次第、募集を終了します。

(2) 申請書類(様式は、福島県産業創出課Webページからダウンロードしてください。)

① 投資型クラウドファンディング

- 「ふくしま復興・創生ファンド支援事業」申請書(様式1)
- 投資型クラウドファンディングサービス申込用紙(様式2)
- 過去3期分の決算書及び内訳書

② 購入型クラウドファンディング

- 「ふくしま復興・創生ファンド支援事業」申請書(様式1)
- 購入型クラウドファンディングサービス申込用紙(様式3)

(3) 申請書類の提出先

下記の提出先(受託事業者)に郵送又は電子メールで提出してください。

郵送の場合は、封筒の表面に「ふくしま復興・創生ファンド支援事業 申請書在中」と朱書きしてください。なお、提出された書類は返却しません。

また、電子メールの場合は、申請書類をPDF形式に変換したものを送付してください。その際、件名は「ふくしま復興・創生ファンド支援事業 申請書」としてください。

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル3階  
ミュージックセキュリティーズ株式会社 証券化事業部 担当: 綾木、工藤  
電話: 03-5948-7301 FAX: 03-5948-7302  
電子メール: info@musicsecurities.com

なお、受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合や、書類不備により受付できない場合がありますので、事前に上記提出先まで御連絡の上、お申込みください。

#### (4) 追加書類の提出

投資型クラウドファンディングの場合、書面審査を通過した方には上記資料に加えて以下の書類を提出いただきますので、あらかじめ御準備をお願いします。

- 会社パンフレット・会社説明資料
- 直近1年分の税務申告書（法人税 別表1、2、4、5、7、法人税概況説明書）
- 直近月の試算表
- 金融機関からの借入の契約書・返済予定表
- 代表者のプロフィール（生年月日、現在に至るまでの学歴及び職歴、その他（地域で歴任している役職等、投資家へ開示して投資型ファンド募集へ繋がりそうな情報））
- 関係会社がある場合には、直近の決算書
- 資金繰り表
- 事業計画書（会社全体のもの）
- 事業計画書（投資型ファンド対象事業のもの）
- メインバンクの預金通帳コピー（直近決算日時点、直近の月末時点の2点）
- 登記簿謄本

#### 10 受託事業者について

受託事業者であるミュージックセキュリティーズ株式会社は、金融商品取引法第28条第2項に定める第2種金融商品取引業者です。

同社は、福島県との業務委託契約に基づき、ビジネスプランの審査において適正評価調査<sup>※6</sup>等を行うとともに、採択者に対してクラウドファンドの組成・運営・広報に関する業務を行います。

※6 適正評価調査等については、当該委託契約に基づき福島県の費用負担にて実施されますので、事業者には調査費用等の支払い義務は生じません。

#### 11 個人情報の管理

申請書類等により福島県及び受託事業者が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・ 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理
- ・ 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等
- ・ 応募情報の統計的な集計・分析、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データの作成
- ・ 福島県及び受託事業者が実施する支援事業等の情報提供

#### 12 企業秘密の保持

申請書類等の取扱いは厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。

#### 13 留意事項

- (1) ビジネスプランの採択結果は、投資型又は購入型クラウドファンドの募集及びファンド組成の成功を保証するものではありません。
- (2) 福島県は、受託事業者と採択者による投資型又は購入型クラウドファンドの組成・募集・運営結果等について、一切の責任を負いません。